

商 工 建 設 常 任 委 員 会 資 料

令和元年 1 2 月 5 日～

県 土 整 備 部

目 次

1 議 案

- (1) 議案第1号 令和元年度宮崎県一般会計補正予算（第4号） ----- P 1
- (2) 議案第8号 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例 ----- P 6
- (3) 議案第18号 建築基準法施行条例の一部を改正する条例 ----- P 7
- (4) 議案第19号 宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の ----- P 8
一部を改正する条例
- (5) 議案第21号 工事請負契約の締結について ----- P 10
(社会資本整備総合交付金事業主要地方道竹田五ヶ瀬線波帰之瀬工区（仮称）波帰之瀬橋橋梁下部工（P1）工事
- (6) 議案第22号 工事請負契約の変更について ----- P 12
(防災・安全社会資本整備交付金事業国道219号岩下工区（仮称）岩下橋上部工工事）
- (7) 議案第23号 工事請負契約の変更について ----- P 16
(防災・安全社会資本整備交付金事業国道327号尾平工区（仮称）尾平トンネル工事（1工区）
- (8) 議案第25号 公の施設の指定管理者の指定について ----- P 20
- (9) 議案第28号 宮崎県住宅供給公社の解散について ----- P 24

2 報 告 事 項

- (1) 損害賠償額を定めたことについて ----- P 26
- (2) 県営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及び調停について ----- P 27

3 その他報告事項

- (1) 一ツ葉有料道路の有料継続に伴う取組状況について ----- P 28
- (2) 宮崎県広域道路交通計画策定に関する取組状況について ----- P 29
- (3) 宮崎港港湾計画の一部変更について ----- P 30

議案第1号 令和元年度宮崎県一般会計補正予算(第4号)

一般会計繰越明許費補正集計表

(単位：千円)

区 分		事業数	申請額
6月議会承認分		1 事業	1,216,000
9月議会承認分		15 事業	8,131,673
小計（補正前）		16 事業	9,347,673
11月議会申請分	① 追加	5 事業	264,000
	② 変更(増額)	(9 事業)	3,298,094
		5 事業	3,562,094
合計（補正後）		21 事業	12,909,767

※ ②変更事業数欄の括弧書きは、補正前事業数（16事業）の内数

第2表 繰越明許費補正

1 追 加

款	項	事業名	金額
土木費	道路橋梁費	県単特殊改良事業	千円 190,000
土木費	道路橋梁費	人にやさしい沿道環境整備事業	27,000
土木費	河川海岸費	県単公共砂防事業	20,000
土木費	港湾費	港湾維持管理事業	15,000
土木費	港湾費	港湾調査事業	12,000
計		5事業	① 264,000

2 変 更				
款	項	事 業 名	金 額	
			補 正 前	補 正 後
土 木 費	道 路 橋 梁 費	公共道路新設改良事業	千円 1,974,120	千円 2,901,620
土 木 費	道 路 橋 梁 費	公共道路維持事業	2,843,720	3,542,840
土 木 費	道 路 橋 梁 費	県単道路維持事業	16,800	108,720
土 木 費	道 路 橋 梁 費	県単橋梁維持事業	14,000	96,800
土 木 費	河 川 海 岸 費	公共砂防事業	581,500	1,031,500
土 木 費	河 川 海 岸 費	公共急傾斜地崩壊対策事業	364,500	967,500
土 木 費	港 湾 費	公共港湾建設事業	39,000	171,000
土 木 費	都 市 計 画 費	公共街路事業	368,800	493,800
災害復旧費	土 木 施 設 災 害 復 旧 費	公共土木災害復旧事業	326,833	513,587
計		9事業	6,529,273	9,827,367
			変更増額 ② 3,298,094千円	

第3表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
		千円
(管理課)		
宮崎県建設技術センター管理運営委託費	令和元年度から 令和6年度まで	500,200
(道路建設課)		
公共道路新設改良事業	令和元年度から 令和2年度まで	862,000
道路橋梁調査事業	令和元年度から 令和2年度まで	14,000
(道路保全課)		
公共道路維持事業	令和元年度から 令和2年度まで	100,000
(河川課)		
公共河川事業	令和元年度から 令和2年度まで	655,000
県単河川改良事業	令和元年度から 令和2年度まで	80,000
ダム施設管理事業	令和元年度から 令和2年度まで	20,000
(砂防課)		
公共砂防事業	令和元年度から 令和2年度まで	16,000
公共急傾斜地崩壊対策事業	令和元年度から 令和2年度まで	107,000
(港湾課)		
港湾維持管理事業	令和元年度から 令和2年度まで	60,000
公共港湾建設事業	令和元年度から 令和2年度まで	78,000
(都市計画課)		
公共街路事業	令和元年度から 令和2年度まで	50,000
県単都市公園整備事業	令和元年度から 令和2年度まで	33,000
計	13件	2,575,200

2 変 更

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
(道路保全課) 公共道路維持事業費 国道 218号防災・安全社会資本整備交付金事業（干支大橋耐震補強工事）	令和元年度から令和3年度まで	千円 300,000	令和元年度から令和4年度まで	千円 750,000
計	1件	300,000	1件	750,000

議案第 8 号 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

建築住宅課

1 改正の理由

建築士法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和元年政令第96号）による地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正により、二級・木造建築士に関する試験及び免許申請手数料の標準額が改正されたこと等から、所要の改正を行う。

2 改正の内容

(1) 別表第 2 に定める手数料の改正

(428) 二級建築士又は木造建築士の免許申請手数料の金額を改正する。

改正前：19,300円 → 改正後：24,400円

(429) 二級建築士又は木造建築士の試験手数料の金額を改正する。

改正前：17,900円 → 改正後：18,500円

(2) 引用する建築士法の条項ずれに伴う改正

	改正前	改正後
428	建築士法第 4 条第 2 項又は第 3 項	建築士法第 4 条第 3 項又は第 5 項

3 施行期日

令和 2 年 3 月 1 日

4 経過措置

別表第 2 (428) に定める二級建築士又は木造建築士の免許申請手数料において、この条例の施行日前に知事の行う二級建築士試験又は木造建築士試験に合格した者に対する改正後の免許申請手数料の適用については、「24,400円」とあるのは、「19,300円」とする。

議案第 18 号 建築基準法施行条例の一部を改正する条例

建築住宅課

1 改正の理由

建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和元年政令第30号）により、「特定避難時間倒壊等防止建築物」の文言が削除されたこと等から、所要の改正を行う。

2 改正の内容

(1) 引用する建築基準法施行令の条項ずれに伴う改正（第18条）

	改正前	改正後
第18条	令第 112条第12項	令第 112条第17項

(2) 「特定避難時間倒壊等防止建築物」の文言が削除されたことに伴う条項の改正（第18条の2、第18条の3）

	改正前	改正後
第18条の2	主要構造部が準耐火構造であるか <u>若しくは不燃材料で造られた建築物又は特定避難時間倒壊等防止建築物</u> の階に限る。	主要構造部が準耐火構造であるか <u>又は不燃材料で造られた建築物</u> の階に限る。
第18条の3	主要構造部が準耐火構造であるか <u>若しくは不燃材料で造られたもの又は特定避難時間倒壊等防止建築物であるもの</u> に限る。	主要構造部が準耐火構造であるか <u>又は不燃材料で造られたもの</u> に限る。

3 施行期日

公布の日

<参考>

特定避難時間倒壊等防止建築物

- ・ 建築物の構造や用途等に応じた「特定避難時間」内は、火災により建築物が加熱された場合に構造耐力上支障のある損傷等を生じない建築物

特定避難時間

- ・ 建築物に存する者の全てが建築物から地上までの避難を終了するまでに要する時間

議案第 19 号 宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

建築住宅課

1 改正の理由

民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号。以下「民法」という。）が令和2年4月1日から施行されること等に伴い、民法に基づく規定の整備など、所要の改正を行う。

2 改正の内容

(1) 連帯保証人の要件の緩和

住宅に困窮する低額所得者が、連帯保証人の確保が容易となるよう、連帯保証人の県内居住要件について削除する（第10条第1項第1号）。

改正前	改正後
県内に居住し、かつ、入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、知事が適当と認める連帯保証人の連署する誓約書を提出すること。	入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、知事が適当と認める連帯保証人の連署する誓約書を提出すること。

(2) 連帯保証人が負う家賃等の保証債務の上限（極度額）の設定

民法により、連帯保証人が負担する保証債務については、極度額を定めることとされたことに伴い、改正を行う（第10条第5項）。

改正前	改正後
(新設)	<u>第1項第1号の規定による連帯保証人の債務の負担は、入居決定者の入居時における近傍同種の住宅の家賃（次条第2項の規定により定められたものをいう。以下第46条までにおいて同じ。）の12月分に相当する額を限度とする。</u>

(3) 不正入居者への請求に用いることができる利率の改定

民法により、法定利率が改正（年5分から変動制へ）されたことに伴い、改正を行う（第33条第3項）。

改正前	改正後
<u>年5分の割合</u>	<u>法定利率</u> ※

※ 3%を基準に、3年ごとに見直し。

(4) 敷金の債務充当についての文言の整理

民法により、敷金の定義等が明文化されたことに伴い、規定の新設及び改正を行う（第15条第3項及び第4項）。

改正前	改正後
(新設) <u>3 入居者が一般県営住宅を明け渡したときは、第1項の規定により徴収した敷金を還付する。ただし、未納の家賃その他の未収入金があるときは、敷金のうちからこれを控除して還付することができる。</u>	<u>3 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、知事は、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は、知事に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の弁済に充てることを請求することができない。</u> <u>4 入居者が一般県営住宅を明け渡したときは、知事は、第1項の規定により徴収した敷金を還付する。ただし、賃貸借に基づいて生じた金銭給付を目的とする債務の不履行があるときは、敷金の額からその債務の額を控除して還付することができる。</u>

(5) 入居者資格の特例措置の拡充

福島第一原子力発電所の事故により、避難指示区域内に居住していた者については、福島県からの依頼に基づき、目的外使用許可による入居支援を行ってきたが、避難指示区域の解除により、使用許可の対象から外れることとなった者について、福島復興再生特別措置法の規定を追加し、通常の入居手続きにより入居支援が行えるようにする（第6条第1項）。

改正前	改正後
被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条の規定により住宅法第23条各号に掲げる条件を具備する者とみなされる者は、<u>前条各号</u>に掲げる条件を具備する者とみなす。	被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条又は福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）<u>第40条</u>の規定により住宅法第23条各号に掲げる条件を具備する者とみなされる者は、<u>前条第1号から第4号までに</u>掲げる条件を具備する者とみなす。

(6) その他所要の改正

民法の施行等による項ずれ等に伴う改正（第6条第2項、第11条第1項、第26条第2項、第55条、第59条及び第62条）。

3 施行期日

令和2年4月1日

議案第21号 工事請負契約の締結について

道路建設課

社会資本整備総合交付金事業 主要地方道 竹田五ヶ瀬線 波帰之瀬工区
(仮称) 波帰之瀬橋 橋梁下部工 (P1) 工事の請負契約の締結について

1 事業概要

- (1) 路線名 主要地方道 竹田五ヶ瀬線
- (2) 事業名 社会資本整備総合交付金事業
- (3) 位置 西臼杵郡 高千穂町大字河内～五ヶ瀬町大字桑野内
- (4) 延長 1,400m (波帰之瀬橋新設 L=412mを含む。)
- (5) 幅員 W=5.5 (7.0)m
- (6) 全体事業費 約48億円

2 工事概要 (橋梁下部工P1)

- (1) P1橋脚 H=57.5m
- (2) 基礎形式 深礎杭基礎φ13.5m、L=17.0m、N=1本
- (3) 仮栈橋工 N=1式

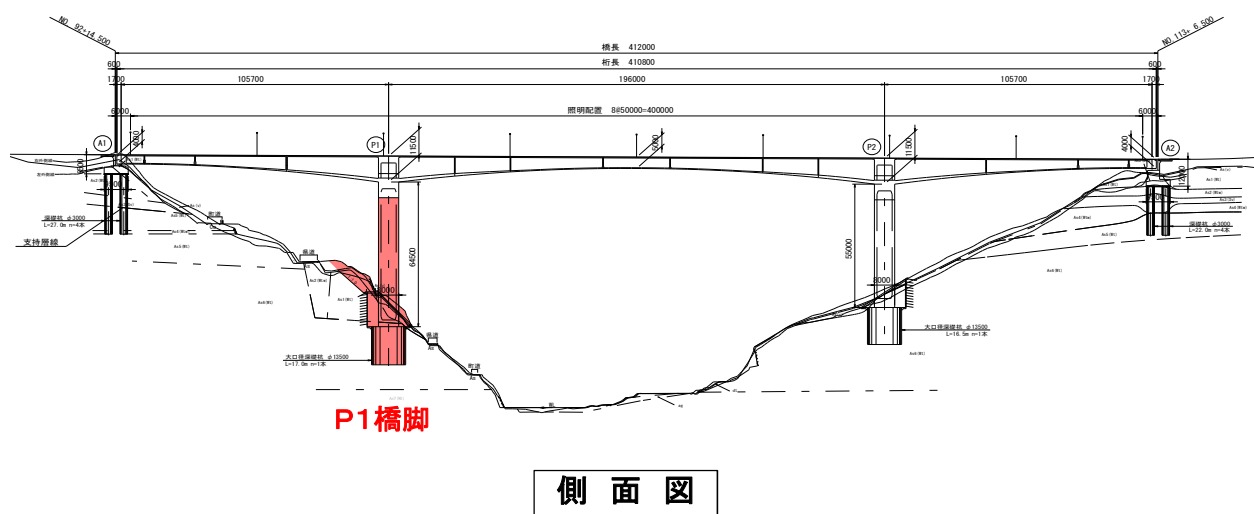
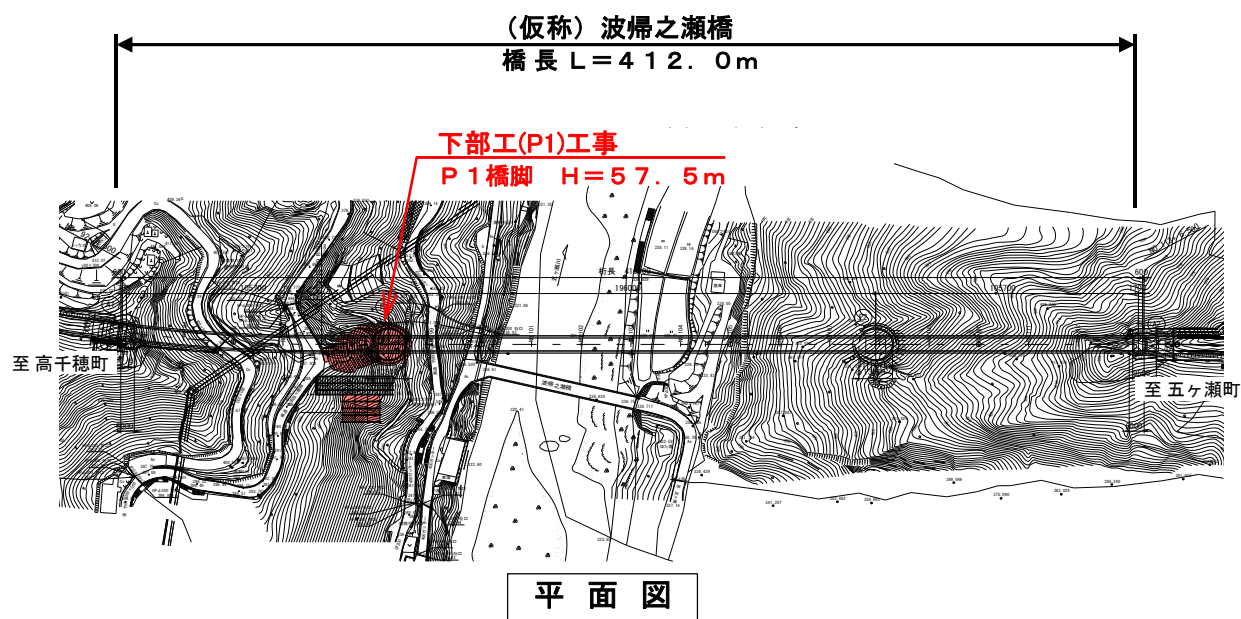
3 工事請負契約の概要

- (1) 契約金額 875,100,600円
- (2) 契約の相手方 山崎・戸敷・矢野特定建設工事共同企業体
- (3) 工期 契約発効の日から令和5年3月25日まで



(参考資料) 議案第 21 号 工事請負契約の締結

竹田五ヶ瀬線（仮称）波帰之瀬橋下部工(P1)工事



議案第22号 工事請負契約の変更について

道路建設課

防災・安全社会資本整備交付金事業 国道219号 岩下工区 (仮称) 岩下橋
上部工工事の請負契約の変更について

1 事業概要

- (1) 路線名 国道219号
- (2) 事業名 防災・安全社会資本整備交付金事業
- (3) 位置 西都市大字中尾
- (4) 延長 1,000m (岩下橋新設 L=84.0mを含む。)
- (5) 幅員 W=5.5 (7.0)m
- (6) 全体事業費 約40億円

2 工事概要 (橋梁上部工)

- (1) 延長 L=84.0m
- (2) 幅員 W=5.5 (7.0)m
- (3) 形式 鋼上路式単純トラス橋
- (4) 架設工法 ケーブルエレクション (直吊) 工法

3 工事請負契約の概要

- (1) 契約金額 516,240,000円
変更契約の金額 519,855,700円 (3,615,700円増)
- (2) 契約の相手方 清本・日橋特定建設工事共同企業体
- (3) 工期 平成30年12月4日から平成32年2月26日まで
変更契約の工期 平成30年12月4日から令和2年7月31日まで

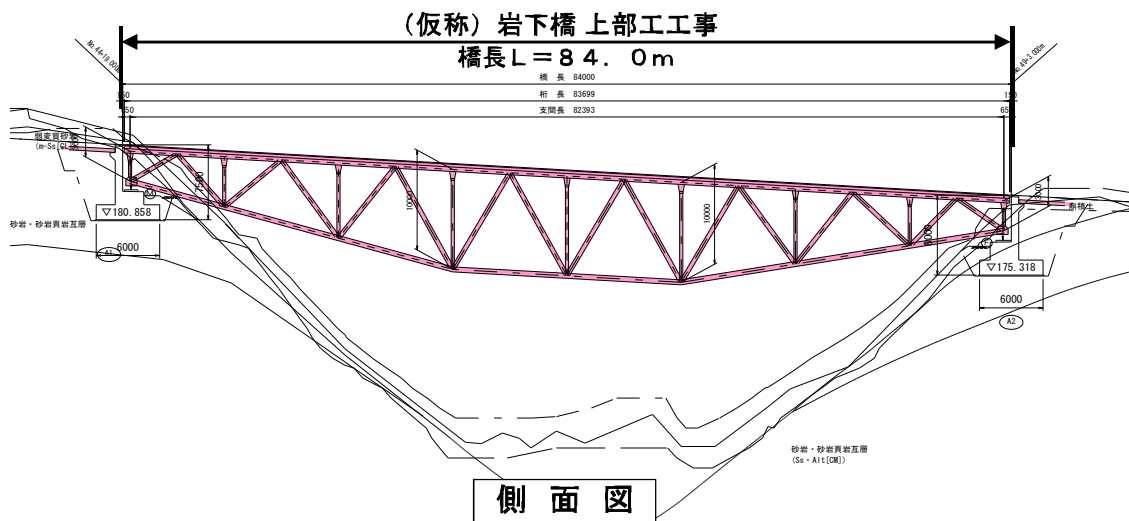
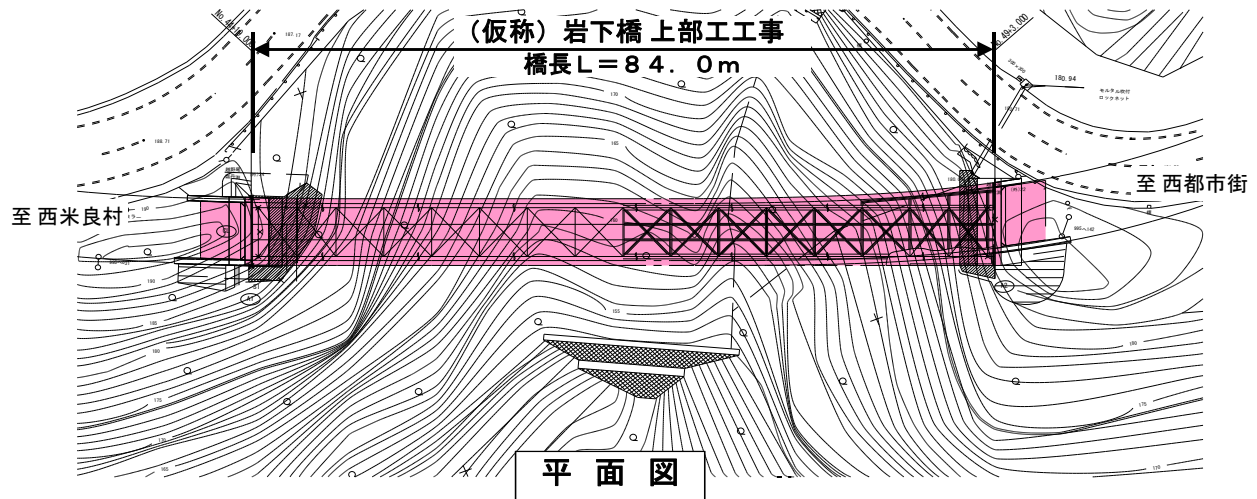
4 変更理由

インフレスライドによる請負代金額の変更。
高力ボルトの納期長期化のため、架設工事着手に遅れが生じたことによる契約工期の延伸。



(参考資料) 議案第22号 工事請負契約の変更

国道219号(仮称)岩下橋上部工工事



【変更の内容】

・ インフレスライドによる変更

労務単価急増によるインフレスライド条項の適用

・ 契約工期の延伸

高力ボルトの納期長期化のため、架設工事着手に遅れが生じた

インフレスライドによる変更

国土交通省より「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」(H31.2.22)
インフレスライド条項の適切な運用を要請する旨の通知
(労務単価が全国平均で前年度比3.3パーセント上昇したことによる)



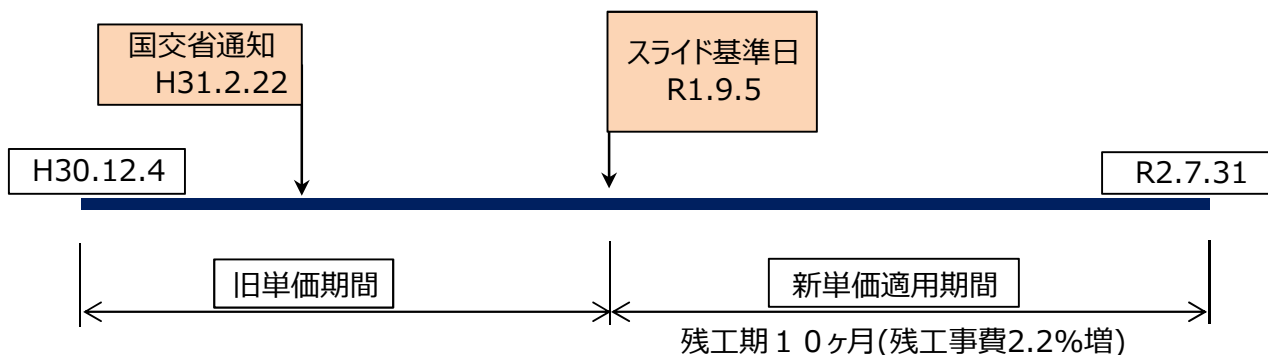
工事請負契約約款 第25条(賃金又は物価の変動に基づく請負代金の変更) 第6項

予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負額代金額が著しく不適當となったときは、発注者又は受注者は、前項の規定にかかわらず、請負額代金額の変更を請求することができる。



※インフレスライド対象工事の条件(公共3部通知 H26.2.10より)

- (1) 残工事の工期が2ヶ月以上あること。
- (2) 新単価適用後の残工事請負額が1.0%以上増加すること。



契約工期の延伸

高力ボルトが全国的な需給「ひっ迫」傾向にあり、納期が長期化している。

[高力ボルトの流通における現状]

市場が混乱し、需要側による自衛手段として、受注が未確定段階での先行発注、水増し発注や多方面への重複発注により、需要以上にボルトメーカーに注文が殺到している可能性が高い。

(R1.5.17国土交通省記者発表資料より)



本工事で使用する高力ボルト(22,144本)について、納入が予定より5ヶ月遅れたため、架設工事着手が遅れが生じた。

計画工程表 (当初契約)

工期始 : H30. 12. 4
工期末 : H32. 2. 26

	H30年度						H31 (R1) 年度												R2年度								
	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9			
工場製作工			●	●	●	●	●	●																			
			準備工・材料手配・工場製作工																								
現場架設工							●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●									
							架設準備工																				

高力ボルトの納期の遅れ
5ヶ月

計画工程表 (変更契約)

工期始 : H30. 12. 4
工期末 : R 2. 7. 31

	H30年度						H31 (R1) 年度												R2年度														
	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9									
工場製作工			●	準備工・材料手配・工場製作工										●																			
現場架設工												●	架設準備工		●	高力ボルト搬入										現場架設工							

議案第23号 工事請負契約の変更について

道路建設課

防災・安全社会資本整備交付金事業 国道327号 尾平工区（仮称）尾平トンネル工事
（1工区）の請負契約の変更について

1 事業概要

- (1) 路線名 国道327号
- (2) 事業名 防災・安全社会資本整備交付金事業
- (3) 位置 東臼杵郡椎葉村大字松尾
- (4) 延長 $L = 2,000\text{m}$
- (5) 幅員 $W = 5.5(7.0)\text{m}$
- (6) 全体事業費 約41億円

2 工事概要（仮称：尾平トンネル（1工区））

- (1) 延長 $L = 1,028\text{m}$ （全延長1,751m）
- (2) 幅員 $W = 5.5(8.0)\text{m}$

3 工事請負契約の概要

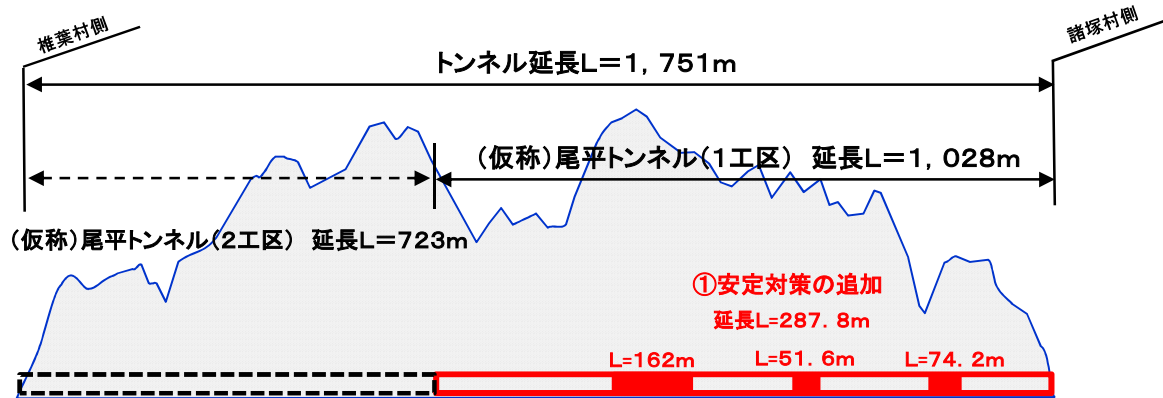
- (1) 契約の金額 1,775,797,512円
変更契約の金額 1,878,183,279円（102,385,767円増）
- (2) 契約の相手方 坂下・山崎・河野特定建設工事共同企業体
- (3) 工期 平成30年3月9日から平成32年3月20日まで

4 変更理由

トンネル掘削工において当初想定していたよりも脆弱な地質区間が存在したことによる安定対策の追加、吹付コンクリートに添加する材料の変更、インフレスライド条項の適用などによる請負代金額の変更



(参考資料) 議案第23号 工事請負契約の変更

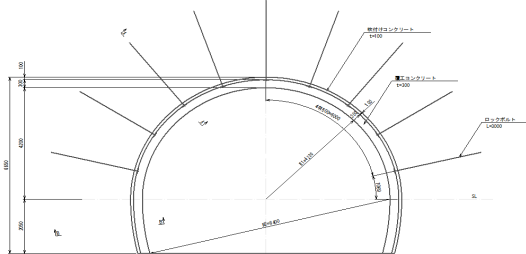


①安定対策の追加

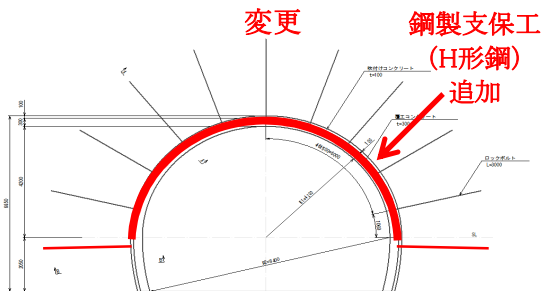


学識者・受注者・発注者による工法検討状況

当初



変更



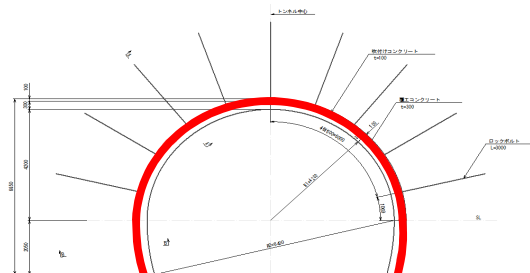
ロックボルト打設本数の変更
 $N=9\text{本} \rightarrow N=11\text{本}$

②急結剤

急結剤・・・吹付コンクリートの早期凝結を促進するため、コンクリートに添加する薬剤



吹付コンクリートの実施状況



吹付コンクリートの吹付範囲

(当初)
急結剤(ナトミックType5同等品以上)



(変更)
急結剤(ナトミックZ同等品以上)

当初予定していた急結剤に含まれている二酸化アルミニウムナトリウムが劇物に指定されたことによる材料の変更

③インプレスライド

労務単価急増によるインプレスライド条項の適用による変更

インフレスライドによる変更

国土交通省より「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」(H31.2.22)
インフレスライド条項の適切な運用を要請する旨の通知
(労務単価が全国平均で前年度比3.3パーセント上昇したことによる)



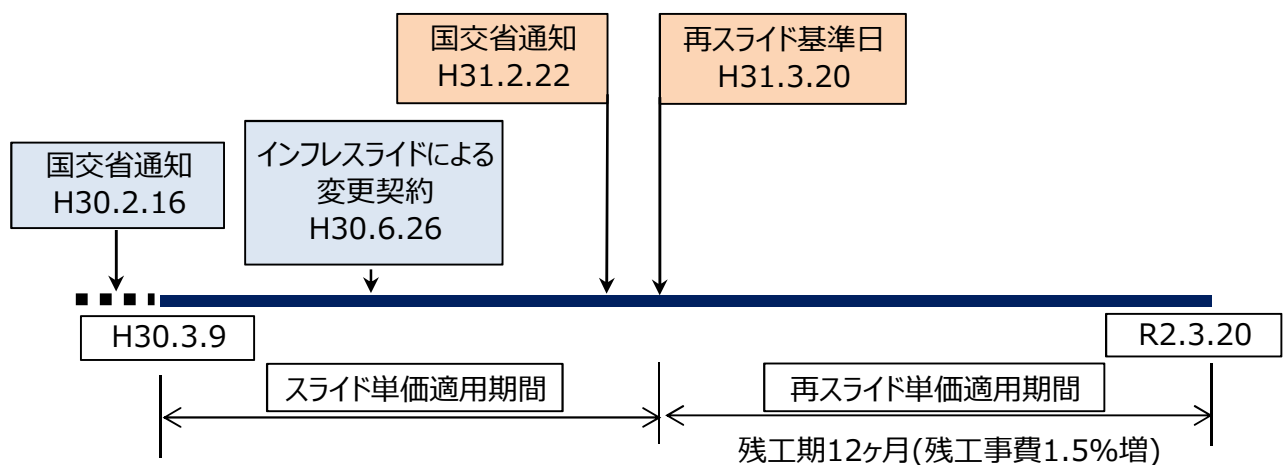
工事請負契約約款 第25条(賃金又は物価の変動に基づく請負代金の変更) 第6項

予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負額代金額が著しく不適當となったときは、発注者又は受注者は、前項の規定にかかわらず、請負額代金額の変更を請求することができる。



※インフレスライド対象工事の条件(公共3部通知 H26.2.10より)

- (1) 残工事の工期が2ヶ月以上あること。
- (2) 新単価適用後の残工事請負額が1.0%以上増加すること。



議案第25号 公の施設の指定管理者の指定について (宮崎県建設技術センター)

管理課

1 施設の概要

- 施設名 宮崎県建設技術センター
- 設置目的 優れた建設技術者等の養成及び建設資材の品質管理試験並びに県民の安全で安心な暮らしを支える技術等に対する意識の啓発に資する研修のための施設
- 現指定管理者 学校法人宮崎総合学院
- 指定期間 平成27年4月1日～令和2年3月31日（5年間）

2 次期指定管理候補者

学校法人宮崎総合学院 理事長 川越宏樹
宮崎市老松1丁目3番7号
資本金 540,760千円 従業員数 426人
事業内容 専門学校経営、指定管理施設管理運営、幼児教育事業等

3 指定期間

令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）

4 選定概要

(1) 公募の状況

- ア 募集期間 令和元年7月1日から令和元年9月2日まで
- イ 申請者 学校法人宮崎総合学院

(2) 指定管理候補者の審査方法

ア 審査の流れ

審査区分	構成	内容
書類審査	県（管理課）	申請書類に基づいて資格審査を実施
指定管理候補者選定委員会による審査	イのとおり （外部委員のみ）	書類審査を通過した申請者を対象に、各申請者のプレゼンテーション及びヒアリングを行い、審査を実施
指定管理候補者選定会議による確認	ウのとおり （県職員のみ）	選定委員会の審査結果を、管理課において選定基準等に基づき評価した結果と照らし合わせ、候補者（案）が異なっていないかを確認

※指定管理候補者選定会議の確認後、県において指定管理候補者を選定した。

イ 指定管理候補者選定委員会委員

委員長	根岸 裕孝（国立大学法人宮崎大学地域資源創成学部教授）
委 員	大木下 雅一（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構宮崎支部訓練課長）
	大塚 孝一（公認会計士）
	加行 進（宮崎県高等学校 PTA 連合会 監事）
	田實 幸雄（宮崎市清武総合支所長）

ウ 指定管理候補者選定会議委員

議 長	県土整備部長
副議長	県土整備部次長（総括）
委 員	県土整備部次長（道路・河川・港湾担当）
	管理課長
	行政改革推進室長

エ 選定基準・審査項目・配点

選定基準	審 査 項 目	配点
①住民の平等な利用の確保	施設運営に関する基本方針	10
	県が示した管理の基準に対する理解及び対応	
	その他（平等な利用の確保に関する提案等）	
②宮崎県建設技術センターの効用を最大限に発揮する事業計画	利用者サービスの向上に関する提案	50
	利用者増への取組に関する提案	
	指定管理者の業務に対する意欲	
	施設の設置目的の理解と課題の認識	
	人材育成	
	効果的な建設技術者の育成の提案	
	民間建設技術者（既就職者）に対する人材育成の考え方	
	施設	
	施設の活性化に関する提案	
③経費の縮減等	施設等の維持管理の適格性	10
	利用者満足度把握や苦情・要望対応、運営改善への反映	
	その他（施設の効用の発揮に対する提案等）	
	指定期間内に県が支払う指定管理料の提案額	
④事業計画を着実に実施するための管理運営能力	業務遂行のための適切な経費の積算	25
	管理業務の効率化と経費の縮減に関する考え方・提案	
	必要な体制の確保（適正な組織、人員配置、責任体制）	
	職員の能力育成（研修体制）	
	継続的に安定した運営が可能な財政的基盤（経営状況）	
	過去の類似事業の実績、評価	
	リスク管理の具体的対応策	
	事業計画及び収支計画の具体性、適格性、実現可能性	
	個人情報保護への対応	
⑤地域への貢献等	情報公開への対応	5
	安全管理、危機管理への対応	
	環境保全への対応	
	地域経済への配慮	
合 計	地域住民や関係団体との連携・交流の取組等	100
	障がい者の就労支援への対応	

(3) 審査結果及び選定理由

ア 指定管理候補者選定委員会における審査結果

選定委員会の審査結果は次のとおりであり、最低基準点（委員合計500点満点の6割（300点）以上）を満たしている。

学校法人宮崎総合学院：375.2点

イ 指定管理候補者選定会議における確認結果

選定会議の確認結果は次のとおりであり、最低基準点（100点満点の6割（60点）以上）を満たしている。

学校法人宮崎総合学院：73.4点

ウ 選定理由

- ・ 選定委員会の審査及び選定会議の確認の結果、最低基準点を満たす得点を得たこと。
- ・ 事業計画等から判断して、施設の管理運営を適正かつ着実に行う能力を有していると認められること。
- ・ 産業開発青年隊教育において、ニーズに対応したカリキュラム編成による建設技術者育成や、積極的な隊員募集に係る取組の提案がなされていること。
- ・ 民間若手建設技術者等のスキルアップや資格取得を支援するなど、建設業界の人材育成を図る提案がなされていること。

5 指定管理候補者からの提案内容

(1) 指定管理料

（単位：千円）

項目	年額	指定期間（5年）計
指定管理料提案額	100,040	500,200
基準価格 （提案額との差）	100,059 (-19)	500,295 (-95)
H27～H30年度指定管理料 （提案額との差）	96,200 (+3,840)	482,782
R1年度指定管理料 （提案額との差）	97,982 (+2,058)	(+17,418)

(2) 収支計画

（単位：千円）

内 容	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
収 入 (a)	100,040	100,040	100,040	100,040	100,040
指定管理料	100,040	100,040	100,040	100,040	100,040
支 出 (b)	100,040	100,040	100,040	100,040	100,040
人件費	49,632	49,632	49,632	49,632	49,632
光熱水費	12,084	12,084	12,084	12,084	12,084
委託料等	11,468	11,468	11,468	11,468	11,468
その他	26,856	26,856	26,856	26,856	26,856
収支差額 (a-b)	0	0	0	0	0

(3) 県民サービスの向上等

- ・ アンケート調査により利用者満足度を把握するとともに、要望等の把握と早期改善に努める。
- ・ 地域の夏祭りやタイアップし、施設や建設産業のPRを行うとともに、地域との交流や地域貢献に努める。

議案第 28 号 宮崎県住宅供給公社の解散について

建築住宅課

1 趣旨

宮崎県住宅供給公社を解散することについて、地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）第36条第2項の規定により、県議会の議決を求める。

2 解散の理由

- (1) 公社は、昭和41年の設立以降、県内に40団地を開発し、1万戸余の良質な住宅・宅地を供給するなど、住宅施策の先導的役割を果たしてきたが、民間住宅産業の成長など社会経済情勢の変化により、住宅供給という所期の目的は概ね達成したと言える状況となったこと。
- (2) 平成25年3月改訂の「新宮崎県公社等改革指針」において、「公社設立の目的を概ね達成したことから、今後は廃止に向けた計画的な取組が求められる。」とされ、平成26年3月に資産整理計画を策定し、資産整理に取り組んだ結果、保有資産の整理に目途が立つ状況となったこと。

3 今後の予定

- (1) 令和2年2月に国土交通大臣へ解散認可申請を行い、3月末に見込まれる解散認可と同時に公社は解散し、清算法人による清算業務へ移行する。
- (2) 清算終了時点の残余財産は、地方住宅供給公社法第38条の規定により、宮崎県に全て分配される。
- (3) 瑕疵担保責任の承継
公社が分譲した宅地のうち、令和2年度末時点で、契約書に明記した瑕疵担保責任期間が残る8区画については、瑕疵担保責任期間が満了する令和4年度末までの間、県が瑕疵担保責任を承継する。

4 資産等の状況（平成31年3月31日現在）

(1) 資産 (単位：千円)

科 目	金 額	今後の取扱い
流動資産	5,165,657	
現金預金	5,133,620	清算終了後確定額を県に分配
未収金等	32,037	清算業務で整理
固定資産	1,744,662	
賃貸事業資産	719,825	
・まなび野定期借地権付賃貸土地48区画		現況のまま県に分配
・生目台駐車場278区画、菜園61区画		残余のものは県に分配
有形固定資産（公社ビル土地建物等）	127,374	清算終了までの処分を予定
その他の固定資産（有価証券等）	897,463	清算終了後確定額を県に分配
資 産 合 計	6,910,319	

(2) 負債・資本

(単位：千円)

科 目	金 額	今後の取扱い
流動負債（未払金・預り金）	7,643	清算業務にて整理
固定負債（定期借地権付賃貸土地保証金等）	172,613	県に分配
負 債 合 計	180,256	
資本金	10,200	県に返納
剰余金（固定資産を含む）	6,719,863	清算終了後確定額を県に分配
負 債・資 本 合 計	6,910,319	

一ツ葉有料道路の有料継続に伴う取組状況について

道路建設課

1 現状

一ツ葉有料道路の事業変更については、9月議会で同意の議決を受け、宮崎県道路公社が国へ申請し、10月16日付けで許可された。今後は早期の橋梁の耐震対策等や有料継続の周知及び附帯決議を踏まえたコスト縮減や利用促進等の取組を実施する。

2 取組状況

(1) 耐震対策等の取組について

① 橋梁の耐震対策について

- ・耐震対策が必要な3橋（一ツ葉大橋、一ツ葉橋、佐土原跨線橋）について詳細設計業務の発注準備中（12月発注予定）

② 避難誘導対策について

- ・全体計画検討業務の発注準備中（1月発注予定）

(2) 有料継続に伴う取組について

① 有料継続の周知活動

- ・道路公社及び県ホームページへの掲載（11月掲載済）
- ・周辺自治体などでのポスター掲示や料金所でのチラシ配布（12月配布開始）
- ・県政番組(テレビ、ラジオ)や新聞広告掲載による情報発信(1～2月実施予定)

② 料金改定に伴う業務委託

- ・新料金の回数券印刷（11月発注済）
- ・料金徴収システム変更業務（11月発注済）

(3) コスト縮減及び利用促進の取組について

① 維持管理費用等の縮減

- ・沿道修景のメリハリをつけた再整備
- ・回数券印刷の複数年化

② 利用促進対策

- ・大型バス等の回数券種の新設（大型車Ⅱ：30回券、100回券）
- ・西都、児湯地区における回数券販売委託箇所の拡充

(4) 国道219号広瀬バイパス開通後の交通状況把握

- ・交通量や渋滞長調査の実施（12月、4月、7月に実施予定）

【参考】今後のスケジュール（予定）

	実施内容	令和元年度	令和2年度	令和3年度以降
(1) 耐震対策等の取組				
① 橋梁の耐震対策	詳細設計			
	関係機関協議			
	対策工事			
② 避難誘導対策	全体計画及び詳細設計			
	関係機関協議			
	対策工事			
(2) 有料継続に伴う取組	周知活動、料金改定に伴う委託業務	 ● R2.2.29 料金改定 周知活動(テレビ・ラジオ、ポスター掲示、チラシ配布等) 回数券印刷、料金徴収システム変更		
(3) コスト縮減及び利用促進の取組	維持管理費の縮減、利用促進対策			

宮崎県広域道路交通計画策定に関する取組状況について

道路建設課

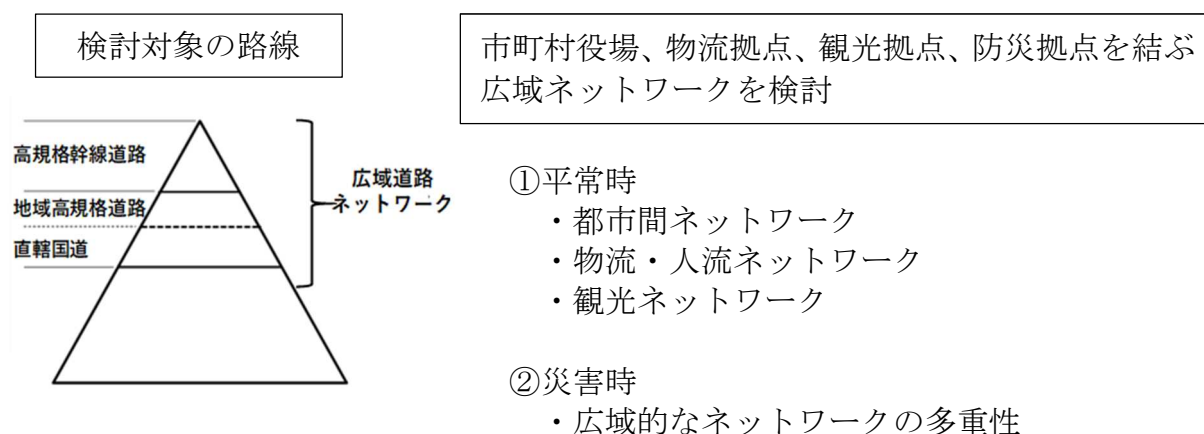
1 計画策定の背景

平成30年3月の道路法改正に伴い、平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、国が物流上重要な道路輸送網を「重要物流道路」として指定する制度が創設されたことを契機とし、グローバル化や国土強靱化などの新たな社会・経済の要請を見据えつつ、広域的な都市間交通や主要な物流拠点・観光地等への交通について、中長期的な観点から新たな広域道路交通計画を策定するものである。

今回の広域道路交通計画は全国的に策定するものであり、都道府県の計画を踏まえ、各地方整備局単位で計画・策定されることとなっている。

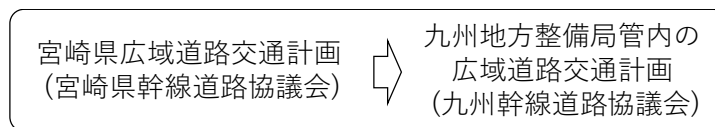
2 計画の検討内容

(1) 検討の視点



(2) 検討体制

国や県、関係市町村、西日本高速道路(株)で構成される宮崎県幹線道路協議会において意見を伺いながら検討を行う。



3 これまでの経緯と今後の流れ

平成30年 8月：広域道路交通計画の検討着手

平成30年度第1回宮崎県幹線道路協議会

9月：県議会への報告

12月：平成30年度第2回宮崎県幹線道路協議会

～ 国や隣県との調整を継続的に実施 ～

令和 元年12月：県議会への報告(今回)

2年(予定)：宮崎県幹線道路協議会

宮崎県広域道路交通計画(素案)の策定

：県議会への報告

：以降、素案に修正が生じる都度、県議会に報告

※宮崎県広域道路交通計画の策定後、九州地方整備局管内の広域道路交通計画(案)の策定予定

宮崎港港湾計画の一部変更について

港 湾 課

1 背景

港湾計画とは、港湾法に基づき、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全の方針等を定める計画で、本県の重要港湾3港においても、10年から15年先を目標年次として、港湾施設の規模や配置等を定めている。

港湾計画は、社会的な情勢の変化等により計画内容を変更することとなっており、今後、カーフェリーの大型化も進むことから、船舶航行の安全を確保するため、計画に定める水域施設である航路等について変更を行う。

2 主な変更内容

(1) 北航路（－12m）の拡幅

幅員 280m → 幅員 300m

※航路幅員は、港湾の基準により、対象船舶長さの1.5倍以上を確保。

(2) 航路・泊地（－9m）の拡幅

泊地 19.0ha → 航路・泊地 19.5ha

※航路・泊地の面積は、操船シミュレーションを実施し、安全に減速できる距離を確保。

3 港湾計画変更の手続き

・令和元年10月16日 宮崎県港湾審議会

・令和元年11月19日 交通政策審議会港湾分科会（国土交通省）

※交通政策審議会港湾分科会の答申を受け、令和元年12月中に、港湾計画の一部変更を公示する予定。

4 その他

今後、カーフェリーの大型化に合わせて、県事業で防衝壁、係船柱、ふ頭用地舗装、サイドスロープ等の整備を予定している。

また、別途、国においては国土強靱化等の観点も踏まえ、機能強化を図るために航路等の浚渫を実施する予定である。

概要

○北航路

水深12m

(変更内容)

幅員 280m→300m

○航路・泊地

水深9m

(変更内容)

面積 19.0ha→19.5ha

○カーフェリー利用岸壁

【用語の解説】

航路：専ら船舶の通航に使用する水域

泊地：船舶の停泊又は回頭のみに使用する水域

航路・泊地：船舶の停泊又は回頭に使用し、かつ通航にも使用する水域

